

## 化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性・環境対策委員会  
(執筆担当: 関東化学株式会社 藤城 邦久)

化学物質に関する法律で平成21年12月から平成22年4月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

### 1. 労働安全衛生法関連

#### 1-1. 「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し

厚生労働省告示第503号(平成21年12月24日付官報)により、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第95条の6)の対象物質が右表の43物質(右欄の含有量を除く)に見直されました。(適用日:平成22年1月1日)

事業者は、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に一事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量(当該対象物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される当該対象物の量を含む。)が500kg以上になる場合は、平成23年1月1日から同年3月31日までに有害物ばく露作業報告を行う必要があります。

【安全衛生情報センターホームページ:

[<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/070409-1g.pdf>]参照】

【報告詳細は、厚生労働省ホームページ:

[<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>]参照】

#### 1-2. 「新規化学物質」の名称の公表

厚生労働省告示第504号(平成21年12月25日付官報)及び厚生労働省告示第102号(平成22年3月26日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表さ

コード	物	含有量 (重量%)
80	2-アミノエタノール	0.1%未満
81	<i>a,a</i> -ジクロロトルエン	0.1%未満
82	<i>a</i> -メチルスチレン	0.1%未満
83	一酸化二窒素	0.1%未満
84	ウレタン	0.1%未満
85	2-エチルヘキサ酸	0.1%未満
86	エチレングリコールモノ メチルエーテルアセテート	0.1%未満
87	エチレンクロロヒドリン	0.1%未満
88	クメン	1%未満
89	グルタルアルデヒド	0.1%未満
90	クロロメタン (別名 塩化メチル)	0.1%未満
91	ジアゾメタン	0.1%未満
92	2,4-ジアミノアニソール	0.1%未満
93	4,4'-ジアミノジフェニル スルフィド	0.1%未満 0.1%未満
94	1,2-ジプロモ-3-クロロ プロパン	0.1%未満
95	N,N-ジメチルアセトアミド	0.1%未満
96	ジメチルカルバモイル = クロリド	0.1%未満
97	N,N-ジメチルニトロソ アミン	0.1%未満
98	タリウム及びその水溶性 化合物	0.1%未満
99	デカボラン	1%未満
100	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン (別名 ジスパーズブルー 1)	0.1%未満
101	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ) -1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド (別名 キャプタフォル)	0.1%未満
102	テトラニトロメタン	0.1%未満

コード	物	含有量 (重量%)
103	二硝酸プロピレン	1%未満
104	5-ニトロアセナフテン	0.1%未満
105	2-ニトロプロパン	0.1%未満
106	p-フェニルアゾアニリン	0.1%未満
107	4-ビニルシクロヘキセン ジオキシド	0.1%未満
108	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)(別名 DEHP)	0.1%未満
109	弗化ナトリウム	0.1%未満
110	フルオロ酢酸ナトリウム	1%未満
111	プロピレンイミン	0.1%未満
112	2-プロモプロパン	0.1%未満
113	ヘキサクロロエタン	0.1%未満
114	ヘキサメチルホスホリック トリアミド	0.1%未満
115	ペンタボラン	1%未満
116	メタクリロニトリル	0.1%未満
117	メタンスルホン酸メチル	0.1%未満
118	2-メチル-4-(2-トリルアゾ) アニリン	0.1%未満
119	メチレンビス (4,1-フェニレン) = ジイソシアネート(別名 MDI)	0.1%未満
120	リフラクトリーセラミック ファイバー	1%未満
121	りん化水素	1%未満
122	りん酸トリス (2,3-ジプロモプロピル)	0.1%未満

れました。

(通し番号 18069~18659) (591 件)

【安全衛生情報センターホームページ：

[<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-95-1-0.htm>] 参照】

【安全衛生情報センターホームページ：

[<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-96-1-0.htm>] 参照】

### 1-3. 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

基発0205第3号 厚生労働省労働基準局長通達 (平成22年2月5日付)により、次に示す10の届出物質は、強度の変異原性が認められるため、指針に基づく措置を講ずるよう周知されました。

【中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ参照：

[<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-51/hor1-51-7-1-0.htm>】

【変異原性が認められた届出物質】

- ①2-アザトリシクロ [3. 3. 1. 1<sup>3,7</sup>] デカン-2-オキシル
- ②4-(4-アミノ-3-クロロフェノキシ)-7-メトキシキノリン-6-カルボキサミド・一水和物
- ③(S)-N-(2,3-エポキシプロピル)フタルイミド
- ④1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと4-フェノキシアニリンのN,N-ビス(オキシラニルメチル)-4-フェノキシアニリンを主成分とする反応生成物
- ⑤クロロメタンチオ酸=O-(3,4,5-トリフルオロフェニル)
- ⑥ナフタレン-2,6-ジオール・ナフタレン-2,7-ジオール・ホルムアルデヒド重縮合物
- ⑦ビシクロ [2. 2. 1] ヘプタ-5-エン-2-イルスルホニル=クロリド
- ⑧5,5'-ビ(1H-テトラゾール) =一マンガン塩・二水和物
- ⑨2-[ (4-ビニルオキシメチルシクロヘキシル)メトキシメチル]オキシラン
- ⑩プロパン-1-スルホニル=クロリド

## 2. 消防法関連

### 2-1. 危険物第5類の追加

政令第16号(平成22年2月26日付官報)により、危険物第5類のその他政令で定めるものに次の2物質が追加されました。

(施行日：平成22年9月1日)

- ①1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン
- ②4-メチリデンオキセタン-2-オン

### 3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関連

#### 3-1. 「第一種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成22年3月19日付官報)により、次の物質が「第一種監視化学物質」に指定されました。

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h22/1kanshitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h22/1kanshitei.pdf)]参照】

- ①1,4-ビス(イソプロピルアミノ)-9,10-アントラキノン(通し番号38)

#### 3-2. 「第二種監視化学物質」の指定及び取り消し

- (1)厚生労働省・経済産業省・環境省告示第3号(平成22年3月19日付官報)及び厚生労働省・経済産業省・環境省告示第12号(平成22年4月1日付官報)により、「第二種監視化学物質」が指定されました。

(通し番号976~1097)(122件)

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h22/2kanshitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h22/2kanshitei.pdf)]参照】

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h22/ryoubunkai\\_2kanshitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h22/ryoubunkai_2kanshitei.pdf)]参照】

- (2)厚生労働省・経済産業省・環境省告示第13号(平成22年4月1日付官報)により、次に示す4物質が「第二種監視化学物質」の指定が取り消されました。

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h22/2kantorikeshi.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h22/2kantorikeshi.pdf)]参照】

【第二種監視化学物質の指定が取り消しとなった物質】

- ①ペルフルオロオクタンスルホン酸(通し番号681)

- ②リチウム=ペルフルオロオクタンスルホナート(通し番号683)

- ③ナトリウム=ペルフルオロオクタンスルホナート(通し番号684)

- ④カリウム=ペルフルオロオクタンスルホナート(通し番号685)

#### 3-3. 「第三種監視化学物質」の指定

経済産業省・環境省告示第2号(平成22年3月19日付官報)及び経済産業省・環境省告示第5号(平成22年4月1日付官報)により、「第三種監視化学物質」が指定されました。

(通し番号158~277)(120件)

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h22/3kanshitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h22/3kanshitei.pdf)]参照】

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/release/h22/ryoubunkai\\_3kanshitei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h22/ryoubunkai_3kanshitei.pdf)]参照】

#### 3-4. 第2種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等について

厚生労働・経済産業・環境告示第4号~第10号(平成22年3月31日付官報)により、第二種特定化学物質に関する次の事項が告示されました。

- 1)環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針
- 2)環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

【経済産業省ホームページ：

[[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/h21kaisei\\_matome.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/h21kaisei_matome.html)]参照】

以上